## 北九州市議会会議規則新旧対照表

新(改正案)	旧
(参集)	(参集)
第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しな	第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、 <u>応招簿に署名し、又は押</u>
ければならない。	<u>印</u> しなければならない。

## 先例の改正について (案)

新(改正案)	旧
第3節の2 参集	
9-2 議員の応招の通告は、会派控室前に設置する議員氏名を表示したランプをつ	
ける方法により行う。(会規1条)	